

65歳になったとき！ 老齢基礎年金

年金額 80万4,200円(満額の場合)

あなたの国民年金

パート⑦



ねんきんななちゃん

老齢基礎年金は、原則として25年の受給資格期間を満たした人が65歳になったときから受けられる年金です。

資格期間とは

1. 国民年金保険料を納めた期間（第3号被保険者期間、保険料免除期間を含む）
2. 任意加入できる人が加入しなかった期間（合算対象期間*カラ期間）
3. 昭和36年4月以後の厚生年金や共済組合などの加入期間



合算対象期間(カラ期間)とは

カラ期間とは、年金額の計算には含まれませんが、資格期間に算入できる期間のことです。

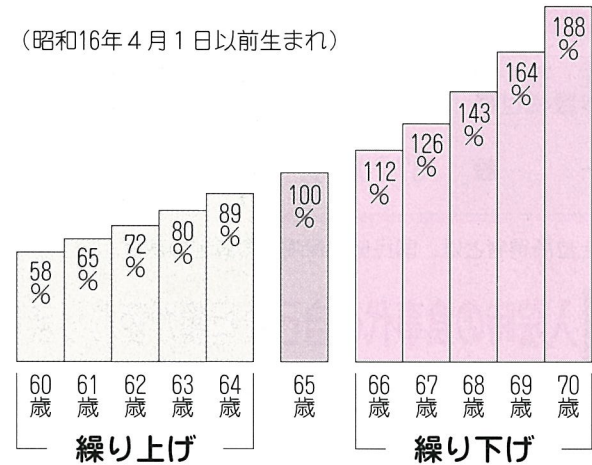
1. サラリーマンの配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間（昭和61年3月まで）
2. 20歳以上で学生だった期間（平成3年3月まで）
3. 厚生年金の脱退手当金を受給した期間
4. 日本人で外国に居住していた期間

繰り上げと繰り下げ支給

老齢基礎年金は、原則として65歳から受けられますが、希望すれば60歳以後いつからでも受けられます。ただし、64歳以前から受けると減額され、66歳以後から受ける場合は増額されることになります。

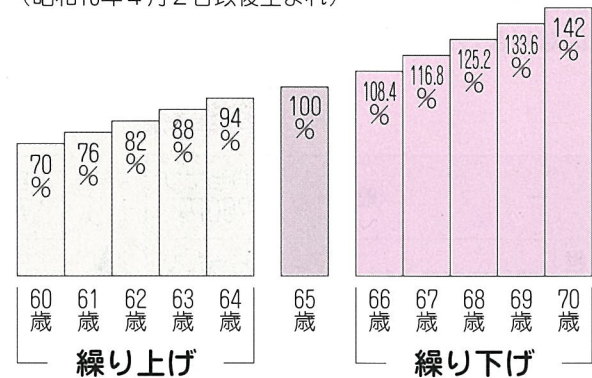
なお一度、減額・増額された支給率は生涯変わりません。

(昭和16年4月1日以前生まれ)



平成13年度以降に60歳に達する方から次のように変わります

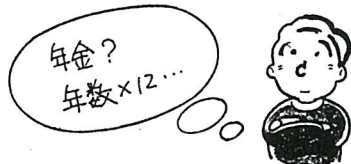
(昭和16年4月2日以後生まれ)



年金額の計算式

$$804,200円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12(\text{月})}$$

国民年金制度が発足したのは、昭和36年4月1日ですので、そのとき20歳以上の人は60歳になるまで40年間加入することができませんので、それらの人には、生年月日により短縮措置がとられません。



問合せ 住民課 国保年金係
☎④1211 内線1231